

福岡県医療的ケア児支援人材育成研修費補助金のご案内

喀痰吸引等を必要とする在宅の医療的ケア児を支援する体制の強化を図るため、障がい福祉サービス事業所等の介護職員等が喀痰吸引等研修（3号研修）を受講する費用の一部を助成します。

障がい福祉サービス事業所を運営する事業者の皆様におかれましては、喀痰吸引等を必要とする医療的ケア児へのサービス提供が適切に行われるよう、積極的に当補助制度を御活用ください。

<概要>

1 補助対象事業者

次に掲げる事業を実施し、当該事業において、福岡県内に居住する医療的ケア児に対し、喀痰吸引等を行うことを予定している県内の事業者

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（ただし、療養介護及び施設入所支援を除く。）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援（ただし、医療型児童発達支援を除く。）
- (3) 医療的ケア児の日常生活を支援するため、知事が特に必要と認める事業

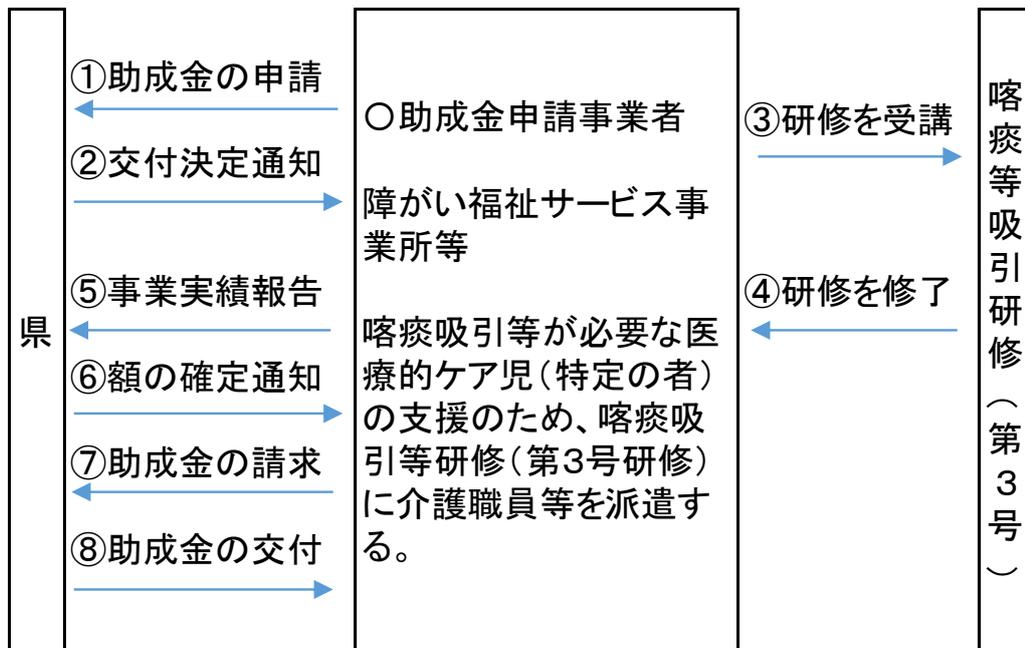
2 補助対象経費

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）別表第3に規定する基本研修又は実地研修（3号研修）に係る受講費用（テキスト代及び保険料を含む。）（ただし、研修受講に係る人件費及び交通費、認定特定行為業務従事者認定証の交付申請に係る費用、事業者登録に係る費用は対象外。）

研修	対象	喀痰吸引			経管栄養	
		口腔内	鼻腔内	気管カニューレ内部	胃ろう・腸ろう	経鼻経管栄養
1号	不特定多数	○	○	○	○	○
2号		△	△	△	△	△
補助対象→	3号	特定の者 必要な行為についてのみ実施				

補助対象経費	補助対象事業所が負担した費用のうち、当該事業所の従業員が受講した喀痰吸引等研修に係る費用で次に掲げるもの (1) 基本研修の受講費用（テキスト代及び保険料を含む。） (2) 実地研修の受講費用（テキスト代及び保険料を含む。）
補助対象外経費	(1) 研修の受講に係る従業員の人件費及び交通費 (2) 法附則第11条第1項の認定特定行為業務従事者認定証の交付申請に係る費用 (3) 事業者登録に係る費用 (4) その他知事が適当でないと認める経費
補助基準額	3万円に喀痰吸引等研修（第3号研修）を修了した従業員数を乗じて得た額。ただし、1年度につき従業員1人あたり1回までとする。
補助基本額	補助対象経費と補助基準額のうち、いずれか低い方の額
補助率	10分の10

<事業の流れ>



- ① 研修受講前に、交付申請書（様式第1号）及び添付資料を県へ提出してください。
（添付資料）補助金所要額調書、事業計画書、予算書、役員名簿、研修を受講する職員との雇用契約書の写し、登録研修機関の研修費用の内訳がわかる資料
- ② 県で申請書類を確認し、交付決定した場合は「交付決定通知書」を申請者あて送付します。
交付決定後に、事業計画書に記載した事項の内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を県へ報告してください。
- ③ 研修受講 登録研修機関が実施する研修を受講します。
- ④ 研修修了 登録研修機関が実施する研修を修了します。
- ⑤ 研修受講修了後、実績報告書（様式第5号）及び添付書類を県へ提出してください。
（添付資料）補助金精算額調書、事業報告書、決算書、認定特定行為業務従事者認定証の写し、登録研修機関が発行する領収書（原本）、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録通知書の写し
- ⑥ 県で実績報告書類を確認し、「補助金の額の確定通知書」を申請者あて送付します。
- ⑦ 額の確定通知書の受領後、速やかに 補助金交付請求書（様式第7号）を県へ提出してください。
- ⑧ 請求に基づき、県から補助金をお支払いします。

<この事業に関する問合せ、申請担当窓口>

福岡県福祉労働部 障がい福祉課 自立支援係

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

TEL : 092-643-3263

E-mail : jiritsushien@pref.fukuoka.lg.jp

県ホームページ <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/iryoutekikeajisienjinzaikusei.html>